

年 金 支 払 通 知 書

このお知らせについて
 ○支払の保留が解除されたことにより、令和 2年 4月の年金振込額・支払額をお知らせするものです。
 ○お支払いする額が変更となった場合は、改めてお知らせします。

年金証書の基礎年金番号・年金コード	令和 2年 4月の支払額 ((1)+(2)-(3)-(4)のA)	10,206,114 円
年金の種類	***** ((1)-(3)-(4)のA)	***** 円
障害 厚生・基礎	***** ((1)-(3)-(4)のA)	***** 円
振込先 (支払先) 銀行・金庫・信組 支店	***** ((1)-(3)-(4)のA)	***** 円

裏面【支払額内訳表】の(5)項番の数字に対応しています。

【支払額の項目別内訳表】

項番	項目	令和 2年 4月の支払額	*****	*****
(1)	定期支払額	242,998円	*****円	*****円
(2)	過去の支払額 (一時払)	12,228,949円		
(3)	控除額	介護保険料額	0円	*****円
		国民健康保険料(税)額	0円	*****円
		後期高齢者医療保険料額	0円	*****円
	所得税額	0円	*****円	*****円
	個人住民税額	0円	*****円	*****円
(4)	支払調整額	2,265,833円	*****円	*****円
	各支払で調整する額	0円		

(1) ○偶数月の15日に定期的にお支払いする額です。(15日が休日の場合は、直前の金融機関の営業日です)。
 ○年金は後払いです。例えば、2月分・3月分は4月にお支払いします。

(2) ○過去にさかのぼって年金が決定・変更された場合は、定期支払額とは別にお支払いする額です。
 ○過去にさかのぼって年金の決定内容を訂正した場合は、訂正により変更となった年金額の合計額です。
 ○遅延特別加算金が含まれている場合は、「#」印が表示されています。

(3) ○保険料(税)額は、市区町村からの依頼に基づき年金から特別徴収する額を記載しています。
 ○おそれいりますが、年金から特別徴収する保険料(税)額及び個人住民税額に関するお問い合わせは、お住まいの市区町村にお願いします。

(4) ○今まで受け取られていた年金を過去にさかのぼって変更した場合は、これまでに支払い過ぎた年金額、また、過去にさかのぼって年金の決定内容を訂正した場合は、これまでにお支払いした年金額を記載しています。
 ○年金を過去にさかのぼって変更したために、これまでに支払い過ぎた年金額は「支払調整額」として、お返しいただくようお願いします。
 ○お返しいただく額が多い場合、分割でお返しいただくこととなります。そのため、今回のお支払いでお返しいただく額と次回以降のお支払いでお返しいただく額とに分けてあらわしています。

458-0021
 名古屋市 緑区 滝ノ水
 2-1702-11

多田 雅史

様

令和 2年 4月 7日

厚生労働省
 官署支出官
 厚生労働省年金局事業企画課長



S005466957 (06/09) C05

0001132612

